

## 海老名市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

### (趣旨)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）。以下「法」という。」第9条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針（平成23年12月22日改正）」に即して、市内の公共建築物の整備において県産木材をはじめとする木材の利用促進を図るため、法第9条第2項に掲げる必要な事項をこの方針に定める。

### (用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共建築物 公共の用又は公用に供する法第2条に規定する建築物をいい、広く市民一般の利用に供されるものをいう。
- (2) 公共建築物の整備 建築物の新築、改築、増築をいう。
- (3) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (4) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (5) 県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (6) 品質認証材 かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たし、認証された県産木材をいう。

### (木材利用の意義)

第3 公共建築物の木造化、木質化等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与

- (2) 再生利用が容易な木材を原材料として使用している環境物品等の調達の促進
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な公共空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした環境への負荷の低減

(公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第4 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 木材利用を促進すべき公共建築物は別表1及び別表2のとおりとする。
- (2) 木材の利用促進のための施策の具体的方向
  - ア 公共建築物の整備にあたっては、可能な限り木材を利用した方法を採用し、県産木材を使用するよう努めるものとする。
  - イ 公共建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を原材料として使用した物を利用するよう努めるものとする。

(3) 木造化を促進すべき公共建築物の範囲

木造化を促進すべき公共建築物の範囲は、建築基準法（昭和25年法律201号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物とする。

(市が整備する公共建築物における木材利用の目標)

第5 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標は次のとおりとする。

(1) 木造化の推進

第4(3)の範囲に該当する公共建築物については、次に掲げるものを除き、木造化に努めるものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるもの

については木造化を図るよう努めるものとする。

ア 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化が適当でないと認められる場合

イ 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合

ウ 木造がRC造等の他の工法と比較して著しく建築費用を要する場合など、木造化が困難と判断される場合

エ 緊急を要する場合など木造化が困難と判断される場合

オ その他建築物の木造化が困難と認められる場合

## (2) 木質化の推進

第4(3)の範囲に該当する公共建築物については、次により木質化に努めるものとする。

ア 床、腰壁等の内装や外装における可能な限りの木質化

イ 家具、調度品等における木製品の購入

## (3) 公共建築物において利用する木材

市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、できる限り県産木材を使用するものとする。また、品質認証材の導入にも努めるものとする。

(その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項)

第6 公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項は次のとおりとする。

### (1) 総合的な検討

公共建築物を整備する者は、施工や維持管理に要するコスト縮減に留意するとともに、耐用年数、ライフサイクル全体にわたる環境負荷並びに木材利用の意義等を総合的に検討した上で、木造化、木質化に努めるものとする。

### (2) 木材利用のPR及び普及の推進

市は、公共建築物の木造化、木質化等の実施にあたり、木材利用のPR及び普及に努める。

## 附 則

この方針は、平成26年2月14日から適用する。

別表1 市が整備する公共建築物

| 種別      | 具体例                     |
|---------|-------------------------|
| 学校      | 幼稚園、小学校、中学校等            |
| 社会福祉施設  | 児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等 |
| 保健・衛生施設 | 診療所、保健センター等             |
| 運動施設    | 体育館、水泳場等                |
| 社会教育施設  | 公民館、図書館、博物館、美術館等        |
| 都市・住宅施設 | 公園施設、市営住宅等              |
| 行政施設    | 庁舎等                     |
| その他     | 観光施設等                   |

別表2 国又は地方公共団体以外の者が整備する別表1に準ずる公共建築物

| 種別      | 具体例                     |
|---------|-------------------------|
| 学校      | 幼稚園、小学校、中学校等            |
| 社会福祉施設  | 児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等 |
| 保健・衛生施設 | 病院、診療所等                 |
| 運動施設    | 体育館、水泳場等                |
| 社会教育施設  | 図書館、博物館、美術館、青年の家等       |
| その他     | 公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等   |